

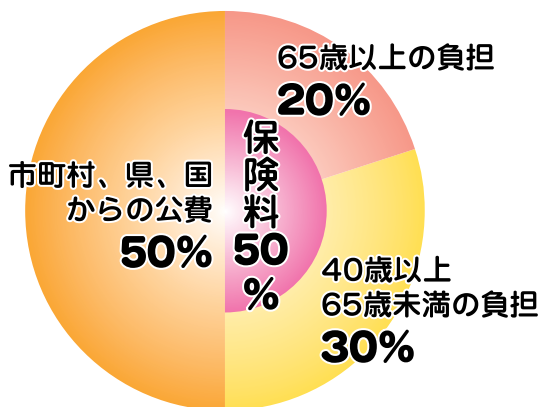
介護保険料について

介護が必要になったときに誰もが安心してサービスが利用できるように、保険料は必ず納めましょう。



介護保険の財源

平成21年度から平成23年度の介護保険に必要な費用は、公費で半分をまかない、残り半分を40歳以上の方々からの介護保険料でまかないます。



介護報酬改定(3%上昇)に伴う介護保険料の上昇分のうち、平成21年度については上昇分の全額が、平成22年度については上昇分の半額が交付金(国費)により軽減されます。なお、広域連合においては、保険料が3年間均等となるように交付金で保険料を軽減しています。

保険料の決め方

65歳からの介護保険料の金額は、本人と世帯の方の市町村民税課税状況や前年の所得等によって決まります。(9段階に分かれます)

よって、64歳まで、医療保険料と一緒に納められていた介護保険料の金額とは異なります。

グループ別保険料

広域連合の構成市町村間の給付水準に大きな差があり、市町村ごとの介護給付費の合計を高齢者人口で割った「高齢者1人当たりの給付費」を比べてみると2倍以上の格差があります。この格差を緩和・是正することを目的として平成17年度から構成市町村の給付水準が高いほうから順にA、B、Cの3つのグループに分け、グループごとに介護保険事業の収支がまかなえる保険料を設定しています。

平成21年度から23年度の介護保険料(基準年額)

Aグループ 75,300円

Bグループ 56,400円

Cグループ 46,344円

保険料の納め方

65歳からの介護保険料は、原則として**年金からの天引き**で納付していただくこととなります。(『特別徴収』といいます。)

ただし、65歳になられてからすぐには年金からの天引きの準備ができないため、しばらくの間は広域連合から送られてくる納付書や口座振替で保険料を納めることとなります。(『普通徴収』といいます。)

広域連合の市町村に転入された場合も同様となります。

特別徴収	年金が年額 18万円以上の方 (月額1万5千円以上の方)	年金から天引き 年金の定期払い(年6回)の際に介護保険料があらかじめ差し引かれます。
普通徴収	年金が年額 18万円未満の方 (月額1万5千円未満の方)	納付書・口座振替 広域連合から送付される納付書や口座振替で金融機関などを通して期日までに保険料を納めます。

介護保険料の納付には、納め忘れのない**口座振替**をおすすめします。
※なお、年金からの天引きに切り替わりますと、口座振替は自動的に停止します。

保険料を 滞納していると…

介護保険料を滞納されると、利用者負担の割合が1割から3割に上がるなど、介護サービス利用の際、制限をうけることとなります。

やむを得ない理由で 保険料を納められないときは…

災害や失業など、やむを得ない理由で保険料を納めることが難しくなったときは、保険料の減免や納付猶予が受けられることがあります。困ったときはお早めに市町村の担当窓口までご相談ください。



介護保険料については…

別途送付の介護保険料額の通知(介護保険料額決定通知書)でご確認ください。詳細については、広域連合のパンフレット(平成21年4月発行「みんなで支える介護保険」)または、ホームページをご参照ください。

福岡県介護保険広域連合

〒812-0044 福岡市博多区千代4丁目1番27号 福岡県自治会館3階
(TEL)092-643-7055 (FAX)092-641-2432
ホームページ <http://www.fukuoka-kaigo.jp>